

意見検討結果一覧表

（案名：第2期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画の策定に係る意見募集）

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>ゴミの不法投棄防止を図るために6月と10月を不法投棄追放月間に設定とあるが、強化月間や強化月間中の取り組みについての県民への普及活動を行うと、県民の不法投棄に対する意識が高まり、不法投棄を減らすことに繋がるのではないかと。</p>	—	<p>海岸漂着物等は内陸部のごみが河川を通じて海洋に流出していることが発生要因と考えられることから、ごみの不法投棄対策の強化が必要です。不法投棄追放月間はもとより、日頃から県民に対する普及啓発活動を通じながら、不法投棄を防止する対策を進めていきます。</p>	D（参考）
2	<p>エコ協力店いわて認定事業についての記述があったが、エコ協力店には補助金の交付などの認証マークを用いて環境に配慮しているアピールができることなど以外のメリットを与えると、認定店になろうとする店が増加し、リサイクル促進やごみの減量に繋がるのではないかと。</p>	—	<p>海岸漂着物等を減らすためにも、小売店等の3R（リユース、リデュース、リサイクル）の取組推進が必要なことから、県では「エコ協力店いわて」認定制度を設け、認定店による3Rの推進を支援しています。3Rを進める事業者を拡大していくため、認定店に認定された場合の良さ（SDGsへの貢献、企業イメージの向上等）を周知し、かつ必要な普及啓発資材を提供しながら、普及に努めていきます。御意見のあった、エコ協力店を増やしていくためのメリットの付与に関しては、認定店や有識者の意見なども参考としながら、必要な対策を検討していきます。</p>	D（参考）
3	<p>住民・団体がごみを回収する自主的な取組を促進する意識啓発ツールについて書かれていたが、ツールは河川・海岸だけでなく、企業などが町や森で行なったゴミ拾い活動など他の清掃活動にも適用されるとより多くの市民のゴミに対する意識啓発に繋がっていくのではないかと。</p>	—	<p>御意見のとおり、県民が主体的に環境美化活動に関心を持ち、参画していく意識啓発ツールについては、河川・海岸のごみに限らず、街中のごみ等のごみ拾い活動などの環境美化活動にも活用していく内容も検討することとしています。多くの県民の皆様はもとより、環境美化活動に参画する企業も参加できる仕組みを検討して参ります。</p>	D（参考）

4	海岸漂着物等の現状や処理・抑制対策推進などの普及啓発についての記述があったが、普及啓発に係る広報を行う際に大谷翔平さんや戸塚純貴さんなどの岩手県にゆかりがあり、かつ県民からの認知度が高い人に出演していただくとすると良いのではないか。	—	海岸漂着物等を減らすためには、全県民の皆様の御協力が必要と考えていることから、普及啓発に当たっては、いただいた意見も参考としながら、効果的な広報を展開していくよう努めます。	D（参考）
5	マイクロプラスチックを摂取した魚は最終的にどうなるのか。	—	マイクロプラスチックは体内では分解できないことから、魚がマイクロプラスチックを摂取し続けた場合、胃などの消化器官に蓄積されます。そして、満腹感があることから餌を摂取することができず、栄養失調となり、餓死する可能性があります。	F（その他）

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。